



内田久司教授近影

内田久司教授略歴および業績

私は、大正一五年三月一六日中国・大連市に生れ、大連第一中学校（四年修了）、第三高等学校を経て第二次大戦末期に東京帝国大学に入学したが、病を得て休学、昭和二六年三月東京大学法学部政治学科を卒業した。卒業後直ちに東京大学法学部大学院特別研究生に採用され、横田喜三郎教授の下で国際法を専攻した。三年の同前期課程を終了後昭和二九年七月東京都立大学人文学部講師に就任して国際法を担当、その後同大学において法経学部助教授、法学部教授、評議員を務めた。東京都立大学在職は二二年有餘に及んだが、五二年四月東京大学法学部教授に轉出して国際組織法講座を担当、在職九年の後、六一年三月同大学を停年退職した。六二年四月より筑波大学に勤務し、国際法を担当して今日に至っている。

業績は、「拒否権の起源」（東京都立大学法学会雑誌五卷一號、昭和三九年）、「國際連盟と拒否権問題」（同六卷一號、昭和四一年）等一連の拒否権研究に代表されるような國際組織法關係のものが中心になるが、拒否権問題に觸発されて「平和共存と現代國際法」（高野雄一編「現代法と國際社会」、岩波講座現代法一二卷、昭和四〇年、所収）、Legal Aspects of Japan-China Trade between 1949 and 1975, The Japanese Annual of International Law, No. 19, 1975 等東西關係に係わるものも少くない。編著として「國際法を学ぶ」（昭和五二年、有斐閣）、「講義國際法」（昭和五七年、青林書院新社）、「國際法の基本問題」（昭和六一年、有斐閣）等がある。昭和四七年には「安全保障理事会の表決における棄権と欠席（一）」（二）」（東京都立大学法学会雑誌一〇卷一號、一一卷二號、昭和四四年、四六年）によって

第五回安達峰一郎記念賞（安達峰一郎（元常設国際司法裁判所長）記念館）を受賞した。筑波大学在職中の代表作に「侵略国に対する条約の効力—ウィーン条約法条約第七五条をめぐって—」（高野雄一編、横田先生鳩寿祝賀「国際関係法の課題」、昭和六三年、有斐閣、所収）がある。これまで、研究に際しては、国際法の変動期のさなかにあつて大局観と実証性を見失わないよう心掛けてきたつもりである。

この間、国際法学会理事・同常務理事、日本国際法協会理事、国際法協会（I.L.A.）国家免除委員会委員、日本学術会議国際関係法学研究連絡委員会委員、文部省大学設置審議会（大学設置分科会）専門委員、法務省司法試験第二次試験審査委員（国際公法）等を歴任した。

筑波大学在勤はわずか二年間であったが、自由闊達な雰囲気の下にのびのびと研究することができ、また二名の大学院生の他、国際法Ⅰ、Ⅱの授業を通じて数多くの熱心な学生を前に楽しく講義することができたのは幸いである。ここ数年來体調を崩し、無理がきかなくなっているが、今後は健康の回復に努めると同時に、これまでの研究教育の成果の集大成を期している。

付記 編集者の独断により、異例ではありますが、内田久司先生の略歴および業績については、先生からいただいた御原稿の持味をお伝えするべく、あえて原文のまま一人称形式でのせさせていただきます。

（角記）